

## ○含有量試験結果

含有量試験項目	単位	南二島地先 No.1	南二島地先 No.2	定量下限値	基準値
アルキル水銀化合物	mg/kg・Dry	N.D	N.D	0.01	-
水銀又はその化合物	mg/kg・Dry	21	5.7	0.01	56 <sup>※1</sup>
カドミウム又はその化合物	mg/kg・Dry	120	11	0.05	-
鉛又はその化合物	mg/kg・Dry	330	260	0.5	-
有機リン化合物	mg/kg・Dry	N.D	N.D	1	-
六価クロム化合物	mg/kg・Dry	N.D	N.D	1	-
ヒ素又はその化合物	mg/kg・Dry	91	39	0.2	-
シアン化合物	mg/kg・Dry	N.D	N.D	1	-
ポリ塩化ビフェニル	mg/kg・Dry	0.16	0.13	0.01	10 <sup>※1</sup>
有機塩素化合物	mg/kg・Dry	N.D	N.D	4	40 <sup>※2</sup>
ダイオキシン類	pg-TEQ/g-dry	65	45	-	150 <sup>※3</sup>
硫化物	mg/g・Dry	0.44	0.43	0.01	-
タール分	mg/g・Dry	1	N.D	1	-
強熱減量	%	20	18	0.1	-
含水率	%	63	69	0.1	-

## ※1 底質の暫定除去基準

水銀(海域)については、総水銀含有量10mg/kg・Dry以上のものについて溶出試験を行い、次式により算出した値(C)以上を除去基準とする。

$$C = 0.18 \cdot \Delta H / J \cdot 1 / S \text{ (ppm)} \quad \Delta H = \text{平均潮差(m)} \quad J = \text{溶出率} \quad S = \text{安全率}$$

$$\Delta H = 0.758 \quad J = 2.397 \times 10^{-4} \quad S = 10 \text{ を上式に代入して計算すると}$$

$$C = 56.92 \text{mg/kg とする。}$$

## ※2 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく水底土砂に係る判定基準

## ※3 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準

N.Dは定量下限値未満を示す。

ダイオキシン類の値は毒性当量(実測濃度×毒性等価係数)を示す。このため定量下限値は表記しない。